

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務(業務委託)一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 萩川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	56,546,130	56,500,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度土木学会特別会員会費一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 遠藤 仁彦 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R3.4.1	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷1	5011105004847	会計法第29条の3第4項 公益社団法人土木学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達ならびに土木技術者の資質の向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目的として設立された法人である。 その活動は、コンクリート工学や構造工学ならびに、水理学などの基礎分野から、土木計画学などの応用分野に至るまで広範囲にわたり、最新の土木技術、土木教育に関する調査・研究を行っている。 土木全般の最先端の情報収集や土木全般に関する技術力向上は、港湾空港行政に携わる官署として各事業を遂行していく上で必要でありこのような情報を公益社団法人土木学会から得るためには会員となる必要がある。 本契約は、上記の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人土木学会と随意契約するものである。	1,120,000	1,120,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	
令和4年地価調査業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル	7010405010470	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等に当たっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,400人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。 このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記と随意契約するものである。	42,075,000	41,879,200	99.5%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
既存市街地における持続可能で多様性のある市街地整備手法の実現に向けた制度改善等検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榊 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	共同提案体(構成員) (公社)街づくり区画整理協会 他2者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、社会・経済情勢の大きな変化や、価値観・ライフスタイルの多様化、令和元年度に行われた「今後の市街地整備のあり方」に関する検討会において示された市街地整備の進め方の転換の必要性等を踏まえ、公民連携でエリアのビジョン(将来像)を共有し、段階的・連鎖的な取り組みの展開・循環を通じてエリアの価値と持続可能性の向上を図るため、既存市街地における持続可能で多様性のある市街地整備手法の実現に向け、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の柔軟な制度の活用や円滑な実施及び事業完了後の地域の持続的な活性化等に資する方策について、現状分析、課題の整理を行った上で、制度改正等を見据えた対応方策を検討することを目的としている。 本業務の履行にあたっては、市街地整備事業制度・運用のあり方を検討するにあたり、現行の対応に隘路がある課題について整理・分析し、具体的な方法及び制度・運用の見直しの方針について説明を行う能力を有していることに加え、事業性の確保や、事業進行後の適切なマネジメントの確保について、現行制度・運用では改善されない課題を整理・分析し、課題に対応するための制度の見直しの方針について説明を行うための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和2年2月19日から3月12日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、既存市街地における持続可能で多様性のある市街地整備手法の実現に向けた制度改善等検討業務共同提案体が、優れていることから、同共同提案体が特定された。 その内容は、目的、条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、同共同提案体と随意契約を行うものである。	20,997,000	20,955,000	99.80%	-	公社	国認定	2者	
防災・減災対策の推進に向けた市街地整備手法に関する検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榊 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	共同提案体(代表者) (公社)街づくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水災害をはじめとした各種災害に対し、具体的な地区を想定したモデルケースでの施策実現の検討や、抽出される課題の整理・対策の検討等を行い、これからの防災・減災に資する市街地整備手法についてとりまとめることを目的とする。 本業務の履行にあたっては、市街地の防災性・安全性を向上させる先進的な取り組みを把握・類型化したうえで、防災・減災対策の活用ニーズや現行制度の課題等を踏まえつつ、市街地整備事業における防災・減災対策の推進方策について検討する能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年2月19日から3月12日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」に諮った結果、防災・減災対策の推進に向けた市街地整備手法に関する検討業務共同提案体の企画提案が優れていることから、同社が特定された。 その内容は、企画提案の内容において、的確性、実現性が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、同社と随意契約を行うものである。	17,996,000	17,823,300	99.04%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
アルメーレ国際園芸博覧会出展調査	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2022年にオランダアルメーレにおいて開催予定の国際園芸博覧会への政府出展に関して、日本の有する造園文化や高度な造園緑化技術の海外展開をより効果的なものとする方法を検討する。 本業務の履行にあたっては、政府出展の目的や整備内容等を定める実施計画と運営及び維持管理計画を検討するなど、出展企画に係る全体的なコーディネートや現地調査、設計、整備等の調整を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年2月25日から令和3年3月1日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、2者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、同法人と随意契約を行うものである。	9,999,000	9,999,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年～2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、2021年以降の新たな枠組みであるパリ協定を踏まえ、それに対応した新たな算定方法の導入等のための調査検討を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、条約事務局への報告のための都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定や、パリ協定の新たな枠組みへの対応方針の検討等を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年2月25日から令和3年3月1日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、3者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、同法人と随意契約を行うものである。	10,681,000	10,659,000	99.79%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年度海外における日本庭園保全再生方策検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、維持管理に課題のある海外日本庭園の修復支援を実施し、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすいマニュアルの作成や講習会等を行うことで、日本の造園緑化技術の海外展開の促進を図るものである。 本業務の履行にあたっては、海外日本庭園の修復計画の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の庭園の維持管理マニュアル作成等を実施する能力、海外における日本庭園関係団体の活動状況調査及び日本の伝統的な造園緑化技術の情報発信、海外展開方策の調査・検討を行う能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年2月22日から令和3年3月15日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、同法人と随意契約を行うものである。	38,326,000	38,225,000	99.74%	-	公財	国認定	1者	
ガーデンツーリズムの効果的な普及促進及び支援手法検討調査	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、平成31年4月に「庭園間交流連携促進計画登録制度(通称:ガーデンツーリズム登録制度)」が創設されたなか、登録制度の運用及び国内外への効果的な普及促進を行うとともに、登録団体・関係組織への効果的な支援について調査検討、実施を行うことを通じて、全国的なガーデンツーリズムの普及・推進を図ることを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、登録制度の創設から適切な運用を図るための能力や、ガーデンツーリズムの取組の効率的・効果的な国内外へのPR方法、今後のガーデンツーリズムのあり方及び制度の自立化に向けた検討及び実施をするための能力等が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年2月22日から令和3年3月15日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、9者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、同法人と随意契約を行うものである。	19,690,000	19,670,000	99.90%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定済否	応札・応募 者数	
2027年国際園芸博覧会の認定申請書の作成及びテーマ具体化に関する調査	支出負担行為担当官 都市局長 榎 賢一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	共同提案体(構成員) (公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、横浜市において2027年に開催を予定している国際園芸博覧会について、A1クラスの国際園芸博覧会として開催するためには、AIPH(国際園芸家協会)の承認に加え、各国政府が加盟するBIE(博覧会国際事務局)による認定を得る必要があることから、BIEの認定に向けた協議を行い、国際園芸博覧会としての開催を可能とするため、認定申請書の内容作成等を行うとともに、国際園芸博覧会に対する関心を高める検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、認定申請書作成に際し、必要に応じた外部専門家等を日本に招聘し、展示会場等の査察を含めながら助言を得るとともに、2020年度の横浜国際園芸博覧会具体化検討会の結果を踏まえ、検討WGを開催し、広く有識者の意見を聴取し、内容の充実を図るために必要な観点を提示する能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続を行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年2月24日から令和3年3月16日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、2027年国際園芸博覧会の認定申請書の作成及びテーマ具体化に関する調査プレック研究所・都市緑化機構共同提案体の企画提案が特定された。 その内容は、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、同提案体と随意契約を行うものである。	19,998,000	19,998,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 吉岡 幹夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.1	(公財)日本道路交通情報センター	2010005004175	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づき情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることにより、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により左記相手方と随意契約を締結するものである。	219,361,000	219,361,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 柘植 紳二郎 北海道札幌市北区北8条西2丁目	R3.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1丁目5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された唯一の法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、北海道開発局等の道路管理者から情報を随時収集し、情報の分析と迅速な情報提供ができる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先送信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上ことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により左記相手方と随意契約を締結するものである。	78,211,000	78,211,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
海岸における利活用推進のための施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-5	R3.4.8	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、魅力ある水辺空間における利活用の機運を更に高めるため、民間事業者等と連携した取組を検討し実践するとともに、砂浜利用の創出のための手引書を作成し、海岸での利活用を推進する能力を要するものである。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び特定テーマに対する企画提案の実現性が高く、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	10,890,000	10,890,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
内水氾濫の特性を踏まえた自助共助の促進による減災対応方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-4	R3.4.9	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務では、水防法に基づく雨水出水特別警戒水位の設定方法について、新たに地下街以外の地区を対象として検討を行った過年度の業務成果を基にとりまとめ、「雨水出水特別警戒水位の設定要領」を改訂し、あわせて内水氾濫の特性を踏まえた水防活動等を促進するため、自助共助の促進による減災対応方策マニュアルを作成することにより、住民の避難行動や水防活動など内水氾濫の特性を踏まえた自助共助の促進による減災対策を促進することを目的とする。業務の実施にあたり、リードタイムが短いなどの特徴を踏まえた雨水出水特別警戒水位を設定するための要領の改訂や、住民等の避難行動を踏まえて警戒水位を活用したマニュアルの作成が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、リードタイムを踏まえた雨水出水特別警戒水位を活用したマニュアルの検討方法など、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の実施方針等及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	13,893,000	13,849,000	99.7%	-	公財	国認定	2者	
新たな水環境管理に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.12	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務は、今後、環境基準及び排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に変更された場合の下水道放流水に係る技術上の基準値及び合流式下水道における対応策にかかる検討を行うとともに、効果的な季節別運転方法を検討することに加え、東京湾再生に向けた今後の対策等の検討や第9次水質総量削減や社会経済状況等を踏まえた計画放流水質、計画処理水質のあり方について検討することを目的とする。業務の実施にあたり、大腸菌の環境基準値への対応及び下水処理場における季節別運転管理の改善策の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、処理方式や季節による変動を把握した上で、コスト面も考慮した下水道からの放流水の大腸菌の基準値(案)の設定や適切な消毒方法も考慮した安定的な季節別運転管理検討の具体的な提案がなされており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	39,996,000	39,930,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R3荒川下流広報啓発活動補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	R3.4.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、住民の河川行政への理解促進や荒川下流域における水防災意識、河川環境保全意識の向上のため、荒川治水資料館を拠点とした広報活動の支援、展示会・見学会等の運営補助を行い、事務所広報活動の円滑な履行をはかることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	15,169,000	15,070,000	99.3%	-	公財	国認定	1者	
R3荒川下流学習支援運営補助業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 早川 潤 東京都北区志茂5-41-1	R3.4.13	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防災意識の向上及び河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定をおこなった。公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	15,235,000	15,224,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
令和5年土地基本調査に係る法人土地・建物基本調査標本設計の検討等業務	支出負担行為担当官 不動産・建設経済局長 青木 由行 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.14	(公財)統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	1010005018944	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の遂行にあたっては、法人土地・建物基本調査の承認申請に対する統計委員会の答申(2017年12月19日統計委員会)や「公的統計の整備に関する基本的な計画(2018年3月6日閣議決定)」などの統計制度全体の動向を踏まえた法人土地・建物基本調査の課題を把握するとともに統計理論に対する知見を有する必要がある。 このことから、価格のみの競争にはなじまないため、企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、1者(公益財団法人統計情報研究開発センター)から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を企画競争有識者委員会及び企画競争委員会において審査した結果、業務内容を十分に理解していると同時に、法人土地・建物基本調査が抱える課題について優れた見識を有し、かつ、統計理論に対する豊富な知識を有していると判断された。 以上のことから、公益財団法人統計情報研究開発センターには本業務を実施するための適切な業務遂行能力があるため、当該業務の実施者として選定し、随意契約を行うこととした。	19,316,000	18,876,000	97.7%	-	公財	国認定	1者	



物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定公益法 人	応札・応募 者数	
令和3年度 防災教育及び河川教育の普及・展開に関する広報検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-6	R3.4.19	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、(1)小中学校の教育現場における実践的な防災教育のための広報資料の作成等、(2)防災教育の事例収集及び広報資料作成、(3)防災教育に関する広報の実施を行い、学校教育現場等における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまでと同様あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	13,805,000	13,805,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-7	R3.4.26	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務では、これまでの下水道による都市浸水対策の取組を踏まえつつ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』『内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化』等に向け、ハードとソフトを組み合わせた総合的な浸水対策の効果的な推進方策について検討し、浸水被害の早期軽減を図ることを目的とする。 業務の実施にあたり、「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」提言及び「下水道政策研究委員会制度小委員会」報告がとりまとめられており、当該提言等の内容を踏まえて、まずは、『気候変動の影響を反映した計画への見直し』『内水浸水想定区域図作成・公表・周知の加速化』に向け、ガイドライン類について必要な見直し検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたと認められ、既存ストックを活用した都市浸水対策のための計画・設計手法の検討、既存規制緩和策の活用促進に向けた誘導方策等の検討、多様な主体との連携強化によるリスク低減手法等の検討等について、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	39,567,000	39,556,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定済否	応札・応募 者数	
雨天時における下水道の適正処理等に係る検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-8	R3.4.26	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 2者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務では、流域下水道及び流域関連公共下水道における雨天時浸水水対策計画策定の促進に向けた誘導方針の検討を行うとともに、雨天時の運転管理の工夫を行っている処理場において効果的な運転管理方法について検討することに加え、令和6年度以降の合流改善対策のあり方について検討し、下水道における適切な雨天時の適正な処理を推進することを目的とする。 業務の実施にあたり、分流式下水道を採用している都市においては、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しており、「雨天時浸水水対策ガイドライン(案)」に基づき、早期の雨天時浸水水対策計画の策定及び計画に基づき雨天時浸水水対策の実施検討等が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたとともに、雨天時浸水水対策計画策定等の促進に向けた誘導方針の検討、下水道における雨天時の運転管理に関する検討等について、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	24,970,000	24,915,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	
持続性ある多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-9	R3.4.26	共同提案体 (公財)リバーフロント研究所 他1 者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	根拠条文 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 平成29年6月に、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」がとりまとめられた。本業務では、提言に基づく取組として、多自然川づくりを一層推進していくために、河川環境の定量的な評価及び将来を見据えた河川のあり方などを検討するとともに、多様な主体と連携して生態系ネットワークに関する取組を拡大させる方策について検討することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、河川環境の評価と改善の考え方について、流域を含めた河川全体を俯瞰し河道特性と把握した上で、河川の瀬や淵などの環境要素と生物環境との関係を踏まえて定量的な河川環境の把握や評価方法を検討する必要がある。また、長期的な将来の河川像について、気候変動をはじめとする多面的な視点から河川をとりまく状況の変化を踏まえた検討をする必要があり、河川内の物理的、生態的特徴のみならず、流域も含めた河川環境について、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を十分に理解したものであり、的確性が高く評価できるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	29,964,000	29,920,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
持続性ある多自然川づくりに関する方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-9	R3.4.26	共同提案体 (公財)日本生態系協会 他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	根拠条文 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 平成29年6月に、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」がとりまとめられた。本業務では、提言に基づく取組として、多自然川づくりを一層推進していくために、河川環境の定量的な評価及び将来を見据えた河川のあり方などを検討するとともに、多様な主体と連携して生態系ネットワークに関する取組を拡大させる方策について検討することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、河川環境の評価と改善の考え方について、流域を含めた河川全体を俯瞰し河道特性を把握した上で、河川の瀬や淵などの環境要素と生物環境との関係を踏まえて定量的な河川環境の把握や評価方法を検討する必要がある。また、長期的な将来の河川像について、気候変動をはじめとする多面的な視点から河川をとりまく状況の変化を踏まえた検討をする必要があり、河川内の物理的、生態的特徴のみならず、流域も含めた河川環境について、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を十分に理解したものであり、的確性が高く評価できるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	29,964,000	29,920,000	99.9%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度自動運転車等に係る交通事故分析及び道路構造からの再発防止策検討業務	支出負担行為担当官 吉岡 幹夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.26	(公財)交通事故総合分析センター	2010005018547	本業務は、今年より販売されるレベル3自動運転車等の交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造側での事故に対する影響の調査及び再発防止策の検討を行う。 また、過去に発生したASV(先進安全自動車)等の交通事故のうち、道路構造が事故発生に影響を与えたと思われる事故について、事故発生シナリオを検討し、道路構造の改善による事故削減効果を推計する。さらに、急ブレーキ、急加速等のヒヤリハット事例が発生している箇所を抽出し、交通事故データとの関連を調査するものである。 本業務の実施にあたっては、自動運転車による交通事故と事故発生要因の因果関係及び事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみであるため、自動運転車を含む交通事故に関するデータについても、(公財)交通事故総合分析センターのみが有している。さらに、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を業務とし、本業務の遂行にあつての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	29,799,000	29,700,000	99.7%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和3年度 事業用自動車に係る交通事故分析等による交通事故削減方策の検討業務	支出負担行為担当官 吉岡 幹夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.26	(公財)交通事故総合分析センター	2010005018547	本業務の目的は、交通安全対策の効果的な推進に資するよう、事業用自動車に係る重大事故に関する原因分析とその結果を踏まえての道路管理者が取り得る交通安全対策の提案を行うこと及び過去に交通事故が発生した場所の特性と件数の関係について分析し、事故件数の削減の可能性が高い領域を明確化するとともにその削減方策について検討を行うことである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、左記相手方と随意契約を行うものである。	24,904,000	24,860,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	
自動運転車の事故に関する事故調査分析研究業務【業務委託】 一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 椛川 直也 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.4.28	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-8	2010005018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	40,212,415	37,485,164	93.2%	-	公財	国認定	1者	
河川維持管理及び点検・評価の効率化に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-10	R3.4.30	共同提案体 (公財)河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	901000500135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、河川維持管理及び点検・評価の効率化を推進していくことを目的として、河川における維持管理状況の事例収集及び分析を行い、各種点検要領等の改定案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良について検討するものである。 したがって、本業務の実施にあたっては、河川維持管理の現状を踏まえた、点検要領等の改定案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良の検討において専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川維持管理及び点検・評価の効率化等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり実現性が示されたことから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	40,029,000	39,952,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
河川維持管理のDX(効率化・高度化)に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-11	R3.4.30	共同提案体 (公財)河川財団 他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務は、河川管理の現状や新たな知見・デジタル技術の変化を踏まえ、情報等の横断的活用等による河川管理全体の効率化・高度化について検討を行い、体系的な維持管理の実施に資することを目的に検討するものである。 本業務の実施にあたっては、河川管理の現状を踏まえながら、蓄積された情報の整理・デジタル化、地形情報等の三次元化、i-Construction等、新たなデータの蓄積や技術の進展を踏まえ、これらを連携・体系化させ活用することにより、維持管理の効率化・高度化を図る必要であることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性・独創性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	34,045,000	33,968,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	
河川環境教育推進検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-12	R3.4.30	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	根拠条文 ・会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」 ・予算決算及び会計令第102条の4第3号「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合」 本業務は、令和2年度から新しい学習指導要領が全面実施され、学校教育等の教育関係者が授業等で行っている河川環境教育のアクティブ・ラーニング等の実施状況を把握し、学校教育の場で普及拡大を図るための効果的な学習内容や支援ツール等の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、学校教育についての理解のもと、アクティブ・ラーニング等を通じた河川環境教育の取組みを推進するための課題の調査等を行い、今後の効果的な学習内容や支援ツール等を検討する必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、的確性・実現性に優れていることから、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。	14,520,000	14,520,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
仲とりにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榑 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.5.11	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「居心地が良く歩きたくなる」街路づくりに向けた取組の具体的な事業運用方策の確立のための検討や当該取組に関する広報・普及啓発等、取組の裾野を拡大するための方策について、「居心地が良く歩きたくなる」街路づくりに関する取組の調査・検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、当該共同提案体と随意契約を行うものである。	13,999,700	13,926,000	99.47%	-	公社	国認定	1者	
安全で誰もが使いやすいこれからの駐車場のあり方とまちづくりに資する駐車場の空間活用方策に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榑 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.5.11	共同提案体(構成員) (公社)立体駐車場工業会 他2者 東京都中央区新川2-9-9	2010005018480	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、駐車場の安全性の向上やバリアフリー化、空間活用等に関するデータの集計や取組事例の収集による現状の把握、課題の分析等を通じ、誰もが使いやすいこれからの駐車場の実現とまちづくりに資する駐車場の空間活用に向けた取組の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性があるものと判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、当該法人と随意契約を行うものである。	13,992,000	13,992,000	100.00%	-	公社	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
令和3年度 地積測量図作成等業務(その1)(大洲河川国道事務所)	分任支出自担任担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 秋山 慎吾 愛媛県大洲市中村210	R3.5.13	(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家 屋調査士協会 愛媛県松山市南江戸1-4-14	9500005006917	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 (公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結集して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の嘱託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方支務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した左記の相手方に限定されるため、左記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,325,324	1,325,324	100.0%	-	公社	国認定	1者	単価契約
治水事業の広報等に関する資料作成業務	支出自担任担当官 国土交通省水管理・ 国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-13	R3.5.18	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予令第102条の4第3号 気候変動の影響等により激甚化・頻発化する水害に対して国民の生命や暮らしを守るため「流域治水」という考え方を打ち出した。今後「流域治水」の取組を推進するためには、水害の実態やそれに対する河川行政及び治水事業の効果について流域の関係者、ひいては国民全体の理解を得ることが重要である。本業務では、近年の水害の被災実態や河川行政の施策、整備の進捗状況等を整理した広報資料を作成するとともに、事業の効果等を発信するHPの運営補助等を行うこととする。 本業務の実施にあたっては、治水事業や河川行政に関わる高度な知識と技術が必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は業務理解度や特定テーマに対する的確性と実現性等の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	11,946,000	11,946,000	100.0%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
令和3年度 河川に係る活動に関する調査 検討業	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・ 国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-14	R3.5.18	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予法令第102条の4 第3号 ・政府調達に関する協定第13条第1項(b)「技術的な理由により競争が存在しない」 ・国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号「特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」 本業務は、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの河川に係る活動の国内における水循環系への関心について広く調査し、その結果を踏まえて「日本水大賞」の募集・企画、表彰審査及び表彰式の企画・運営方針に適切に反映・実施するための検討を行うことを目的とする。本業務の実施において、水防災に関する基本的な理念である水防災意識社会の実現に向け、防災教育や避難訓練等の水害に関する地域防災について、国の施策に沿った取り組みや活動特性に応じた活動内容の整理や調査分析を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する企画提案の的確性及び実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	27,984,000	27,830,000	99.4%	-	公社	国認定	1者	
常時微動計測による橋脚の固有振動数同 定システムの開発	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.5.20	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市北町2-8-38	3012405002559	本事業は、実用段階に達していない技術シーズや要素技術の現場実証を行い、技術シーズの実用化や新技術の現場実証を推進する新技術導入促進調査において、「常時微動計測による橋脚の固有振動数同定システムの開発」について、研究開発を進めるものである。具体的には橋脚天端部にセンサーを設置して常時微動を計測することで、橋脚健全度の指標である固有振動数を同定するアルゴリズムの適用性を検証し、常時微動計測システムの基本仕様の設定及びマニュアル化を図るものである。本研究を遂行するにあたっては、高い技術力を有している必要がある。公益財団法人鉄道総合技術研究所は、本研究開発に係る以下の応募要件を全て満たしており、かつ、本研究開発を遂行する能力を有する機関は、知る限りにおいて本研究体しか存在しない。このため、当該研究体を特定法人等と特定した上で、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を招請する公募」を行ったところ、参加意思確認書の提出を招請するものがなかった。以上のことから、本委託業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」にあたり、特定法人等として特定していた、公益財団法人鉄道総合技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該研究体を選定業者として、選定するものである。	16,911,639	16,720,000	98.9%	-	公財	国認定	1者	



物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
民間活力を生かした緑地活用・管理手法検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.5.20	(公財)都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、屋上緑化・壁面緑化を対象とした施工実績調査及び露ヶ間合同庁舎3号館を具体例とした効果検証等を通じて、民間主体による質の高い緑地空間の整備を推進していくための方策検討を行うことを目的とするものであり、本業務の履行にあたっては、都市緑地関係の専門的知見や調査分析能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、採否者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、令和3年3月22日から令和3年4月9日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、9者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、同法人と随意契約を行うものである。	15,994,000	15,977,500	99.90%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 軌道事業に関する調査・検討及び高度化に向けた整理業務	支出負担行為担当官 吉岡 幹夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.5.27	令和3年度 軌道事業に関する調査・検討及び高度化に向けた整理業務公益社団法人日本交通計画協会・パシフィックコンサルタンツ株式会社共同提案体	-	本業務は、路面電車や人・自動車等の事故についての国内事例の収集整理及び路面電車の高度化に伴う駅前延伸事業の道路交通への影響を分析し、他都市への適用拡大を進めていく上での課題を抽出し、対応策について検討するものである。 実施にあたっては、軌道についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をしていただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。 その結果、左記相手方は、地方公共団体及び軌道事業者等との数多くの打合せ実績があり、業務に対する理解度が高く、企画提案においても軌道事業者へのアンケートを実施し、危険性の高い状況及び事故減少に向けた取り組み事例についてはヒアリングにて詳細に収集・整理するなど、具体的な手法の提案がなされていた。また、計画規模、構造的特徴、影響の範囲等に応じ、道路交通の影響からみた課題の抽出及び必要な対応策の検討・整理を行うなど、実現性の高い提案がなされたことから、本業務において十分な知識があると評価し、本業務を遂行し得る業者であると認められた。 以上の理由から、本業務を履行できるのは左記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,985,000	6,930,000	99.2%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定済の公 益法人	応札・応募 者数	
令和3年度大型車両の適正かつ安全な走行に向けた広報・啓発活動の企画・検討業務	支出負担行為担当官 吉岡 幹夫 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.5.31	(公財)日本道路交通情報センター	2010005004175	本業務は、車両制限令の遵守の必要性をより分かりやすく伝えるため、荷主を含む業界団体等への啓発活動の効果を把握するとともに、より効果的な啓発活動等を実施することを目的とする。このため、本業務を遂行する者は、大型車両等の通行にかかる制度、また啓発手法等について広く知見を有している必要があるため、企画競争において、担当者の知識や経験、及び特定テーマに対する技術提案等について広く提案を求めて、それを評価することが適当である。 企画競争を実施した結果、企画提案書を出したものは左記相手方1者であったためその内容について精査したところ、「配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況」「技術者等の業務の実績、経験及び能力」「業務実施方針及び手法」「特定テーマに対する技術提案」は業務を遂行するうえで妥当なものであり、また、啓発対象の選定手法等について、過年度の違反車両状況に着眼した対象の選定や荷主業界団体ごとに訴求ポイントを変えた啓発資料の作成など、具体的な企画提案がなされたことから優れていると、道路局企画競争有識者委員会において特定された。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	5,984,000	5,984,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造実現のための交通戦略策定の在り方検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.6.1	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、都市構造に適合した公共交通を含む都市交通施設の整備を推進するために必要な、総合的な交通戦略の継続的な策定・見直しのあり方について検討するとともに、交通戦略の策定にあたって、都市政策を視野に入れる等、考慮すべき整備方針について調査を行い、今後の都市交通施策の展開について検討を行うものである。 本業務を行うにあたっては、都市政策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性に優れていると判断したこと、また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、当該共同提案体と随意契約を行うものである。	7,999,860	7,997,000	99.96%	-	公社	国認定	2者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
社会情勢の変化等を踏まえた自転車等駐車場の整備のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.6.1	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、自転車の活用推進を図るため、社会情勢の変化等を踏まえた自転車等駐車場の整備あり方の検討を行うとともに、都市交通としてのシェアサイクルをさらに普及促進していくための方策について検討することを目的としている。 本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性及び実現性があるものと判断した。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、当該法人と随意契約を行うものである。	12,991,000	12,903,000	99.32%	-	公社	国認定	2者	
連続立体交差事業の促進に向けた調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 榎 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.6.1	共同提案体(代表者) (公社)日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、連続立体交差事業が道路交通や駅沿線まちづくりへ及ぼした効果について、収集や分析を通じ整理するとともに、昨今の社会情勢の変化を踏まえた事業の効果的・効率的な実施に向けて、関係者の円滑な合意形成を図るための方策について検討を行い、今後の連続立体交差事業の促進に寄与することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、鉄道駅周辺基盤整備に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、左記相手方の企画提案については、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと、業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があると判断したことから、企画競争実施委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、当該共同提案体と随意契約を行うものである。	9,922,000	9,922,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
人口減少を踏まえた下水道事業の持続的な運営に向けた将来施策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-15	R3.6.2	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 我が国の汚水処理人口普及率は令和元年度末時点で91.7%であり、令和8年度までに施設整備を概ね完了することを目指し整備を進めている。一方、今後人口減少の急速な進行が予想されており、国としても将来の人口減少を見据えた都道府県構想の見直しを推進している。地方公共団体は、下水道計画区域の縮小などの対策を行っているが、施設の老朽化や財政難等の課題も重なり、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しいものである。 一層厳しさを増す昨今の情勢を踏まえ、下水道事業の持続性向上のためのさらなる取り組みが必要である。 本業務では、人口減少をはじめとして下水道が直面する厳しい課題を踏まえ、将来にわたって下水道事業を持続的に運営するための施策について調査・検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道事業において重点的に取り組まれている様々な施策に関する幅広い知見に基づき、特に下水道区域縮小の観点から、地方公共団体における先行事例の研究を通じた全国的な施策展開についての高度な分析・検討の実施が必要であり、企画競争する必要がある。 その結果、左記相手方の企画提案書は、本業務に対する理解度が高く、業務の目的にかなった「的確性」、「実現性」が評価できることから妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	20,075,000	19,954,000	99.4%	-	公財	国認定	2者	
紙オムツ受入による下水道施設への影響調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-16	R3.6.2	共同提案体 (公財)日本下水道新技術機構 他 1者 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 本業務では、下水道における紙オムツの受入実現に向け、Bタイプ(破砕・回収タイプ)ガイドラインに準拠した装置を使用した社会実験を実施し、装置導入に伴う下水道等への影響を評価・検証することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、社会実験の実施による下水道等への影響の評価・検証を行うことから、専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案には、社会実験の実施による下水道等への影響の評価・検証を実施するにあたり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な支援施策などを含む説得力の高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠も概ね示されていたことから、実現性が高いと評価された。 そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争審査委員会において妥当であるとして特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	23,947,000	23,870,000	99.7%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度九州地域の港湾整備に関連する企業の投資動向調査一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 遠藤 仁彦 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R3.6.4	(公財)九州経済調査協会 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	5290005000838	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企画競争の実施に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性並びに実現性において、公益財団法人九州経済調査協会が本業務を委託するにあたって適格者と判断し、特定した。 このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予決算及び会計令第102条の4第3号により、公益財団法人九州経済調査協会と随意契約を締結するものである。	5,445,000	5,430,810	99.7%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の公益 法人	応札・応募 者数	
高齢者の安心につながる住宅課題検討に向けた調査研究業務 一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.6.8	(公財)都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3-32	5010005018899	(1) 本業務は住まいや不動産に関する課題の解消により、高齢者等の様々な世代が安心して暮らせるまちづくり、ひいては定住性の促進・豊かな暮らしやすい地域づくりへ寄与することを目的とするものである。 (2) 本業務の履行に当たっては、次の要件を満たすことが必要である。 ○ 住宅市場、特に中古住宅市場における変化が日本の経済社会にもたらすメリット・デメリットに関して予想されるシナリオを検討し、関連文献や統計データ等を収集し、それらを適切に整理する能力があること ○ 空き家等の住宅所有者及び不動産事業者等に対し、流通(売買及び賃貸)に至るまでの過程における課題や困難等に関して有効な方法により聞き取り調査を実施し、中古戸建て住宅の市場形成が進まない要因を分析・整理する能力があること ○ 本件調査研究を進めるに当たって有益な知見を有する有識者等を選定した上で意見聴取や会議運営を行い、結果をまとめる能力があること (3) このため、本業務は価格による一般競争になじまず、調査内容、調査方法、業務実施体制等に関する企画提案を評価して請負者を選定する企画競争により発注することが適切であることから、その手続を行った。審査した結果、左記は、前述(2)に示す要件を満たした上で、提案内容の的確性及び実現性等において特に優れた提案を行った者であると判断された。よって、左記を本業務に係る業者として特定した。 (4) 以上を踏まえ、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記相手方と随意契約を締結するものである。	11,990,000	11,968,000	99.8%	-	公財	国認定	1者	
洋上風力発電の導入促進に向けた海域の管理・利用調整に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.6.14	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	本業務は、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に関する業務等を行うものであるが、我が国において本格的な洋上ウインドファームの導入実績が無いため、海域の利用調整方策及び促進区域の指定を検討する際に考慮すべき観点等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。以上により、専門的知識を有する者から検討の着眼点について企画提案を募り、優れた提案を仕様へ反映させることにより、最適な業務遂行を行う必要があることから、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該業者が特定された。会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者と随意契約を締結するものである。	79,244,000	79,200,000	99.9%	-	公社	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
他分野における先端技術の下水道との連携可能性等検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-17	R3.6.14	共同提案体 (公社)土木学会 他1者 東京都新宿区四谷1	5011105004847	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 下水道事業は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水対策などを目的に整備が開始されたが、昨今では、下水道資源・エネルギーの有効利用、低炭素・循環型社会の構築などの役割も求められている。今後、他分野との交流により下水道分野に新たな視点や手法による研究が増えていくこと又は下水道に関わる基礎的研究がさらに幅を広げ活性化していくことは、下水道事業の持続と進化のために重要であると考えられ、防災、都市活動、農林水産、工業、エネルギー供給、医療健康などとの連携促進が期待される。一方で、経済合理性が乏しい技術分野の研究や学術的基礎研究等は、民間事業者だけではその実施が進まないことが懸念され、研究開発における学や官の役割分担が重要である。 本業務は、下水道事業の持続可能性確保及び付加価値向上のため、下水道における先端技術の他分野との連携可能性や、下水道システム全体の最適化の視点から施設管理に関する今後の研究開発の方向性について検討するための基礎調査を行うことを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道管理者のニーズの把握や、下水道システムの基礎的研究を踏まえた上での企画や、他分野研究者との連携手法や連携により創出される効果を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	14,982,000	14,960,000	99.9%	-	公社	国認定	1者	
令和3年度 鉄道における自動運転技術に関する調査研究	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 中田 裕人 東京都千代田区霞が関2-1-3	R3.6.18	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	鉄道事業者においては、近年の人口減少の影響等により、運転士等の鉄道係員の確保・養成が困難になってきている。このため、鉄道事業者においてはより一層の業務の効率化・省力化が必要となっており、その一環で運転士の業務しない自動運転の導入が求められている。しかし、鉄道における自動運転は、これまで人等が容易に線路内に立ち入ることができない新交通で実現されており、踏切等のある一般的な路線では導入されていない。 本業務は、線路内の支障物に対する対策や、乗務員等の代替となる設備・機能を検討するための運転取扱い等に関する幅広い知識や鉄道の保安システムに関する技術など、様々な専門的な知見が必要となり、また、過去に同種検討を行った事例もないことから調査研究方法を示すことは非常に困難である。 以上のことから、運転取扱い等に関する幅広い知識や鉄道保安システムに関する技術などに精通した者から信頼性の高い成果とするための具体的な調査研究方法について提案を求め、より業務目的に沿った提案を採用するため、企画競争を行った。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,059,060	13,948,000	99.2%	-	公財	国認定	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法上の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応募 者数	
下水道分野における革新的技術等普及展開方策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫 東京都千代田区霞が関2-1-18	R3.6.18	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	根拠条文:会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号 下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された新下水道ビジョン加速戦略においても、下水道をめぐる社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性をさらに高めるためにより効果的・効率的な技術開発が求められている。 本業務では、下水道事業における重点課題や自治体のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上での企画や、優良な技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	20,911,000	20,284,000	97.0%	-	公財	国認定	1者	
令和3年度 木曾川下流管内川の体験活動運営支援業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局木曾川下流河川事務所所長 高橋 一浩 三重県桑名市大字福島465	R3.6.22	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、木曾川下流管内において、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」への意識の醸成を図るため、日常的に川への関心を高めることを目的に、河川教育として地域住民等を対象とした川の体験活動を実施するほか、河川改修事業の参考とする参加者への意識調査を行うものである。左記業者は、企画提案書の提出があった2者のうち、企画提案書の内容、予定管理技術者の業務実績・地域精通度等について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し最も優れていることから特定したものである。	4,994,000	4,994,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	
R3大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R3.6.23	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な啓発活動の取組内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、連絡協議会)」の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、大型車両を取り巻く課題等を把握・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的な広範囲内容について、実効性のある効果的な啓発活動などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定をおこなった。公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と随意契約を行うものである。	9,823,000	9,823,000	100.0%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。